

主  
な  
内  
容

- 高病原性鳥インフルエンザ対策 ～今やるべきこと～ ……1-2
- めん羊、山羊及び鹿の飼養管理について ……2-3
- 家畜を暑さから守りましょう！ ……4
- 馬の伝染病対策を再確認しましょう！ ……5-6



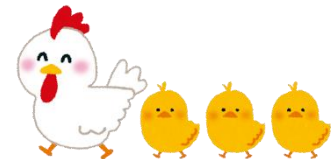
## 高病原性鳥インフルエンザ対策 ～ 今やるべきこと ～

中小家畜課 小家畜担当

令和4年10月から令和5年4月までに国内の家さん飼養農場で発生した高病原性鳥インフルエンザ（84事例）は、4月14日までにすべての防疫措置が完了しました。その後、新たな発生はなく、5月13日を開始日として清浄化宣言が認められました。

次の鳥インフルエンザシーズンは、すぐにやってきます。夏季（7月～8月）のうちに、以下の確認が必要です。

### ○ 飼養衛生管理基準に沿った対策の確認



現在、当所では飼養衛生管理基準遵守状況の確認巡回を実施していますが、消毒の実施状況、衛生管理区域内での交差汚染防止、野生動物の侵入防止など、今一度対策を確認しましょう。

### ○ 確保している埋却地の再確認（選定条件、必要面積の適否）

家畜伝染病が発生した場合に備え、「埋却地」を確保することは家畜所有者の義務です。その選定条件、必要面積等は、以下に留意する必要があります。

① 可能な限り、当該農場内又は近接地とすること

② 飼養羽数に応じた広さを確保すること

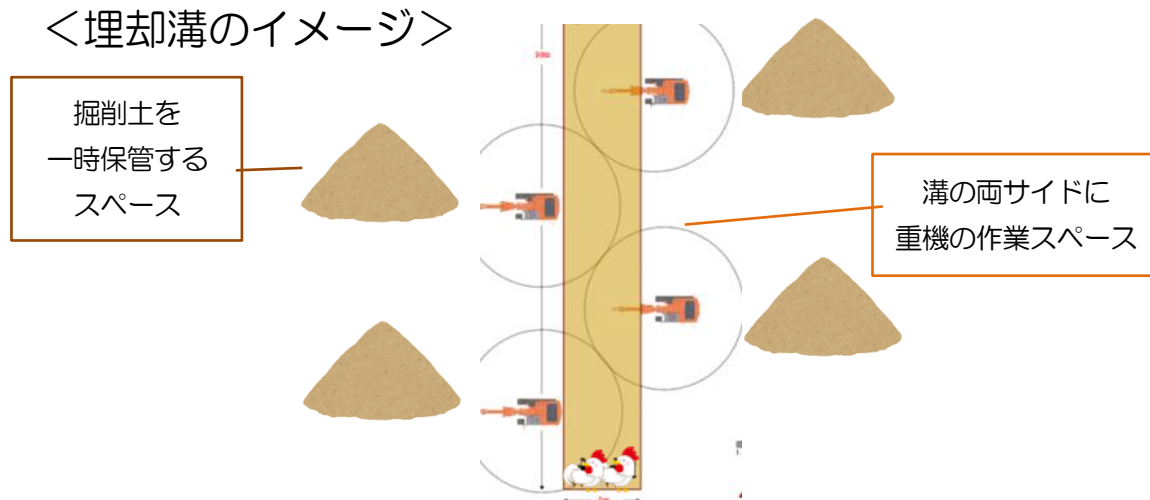
鶏：100羽あたり0.7㎡（飼養衛生管理基準より）

※残飼料や鶏糞も汚染物品となるため、必要面積は状況によって増加します。

重機の作業動線や掘削土の一時保管スペースも必要です。

- ③ 飲用水源との距離を確保し、河川、湖、池等に近接しない場所であること
- ④ 人家や道路に近接しない場所であること
- ⑤ 埋却地に文化財が埋蔵されていないこと
- ⑥ 搬入・掘削のための重機が侵入できること
- ⑦ 3年間立入禁止となること（鳥インフルエンザの場合）

### <埋却溝のイメージ>



**迅速な防疫措置のため、適切な埋却地の確保をお願いします！**

## めん羊、山羊及び鹿の飼養管理について

中小家畜課 中家畜担当

県南地域において、めん羊、山羊、鹿（以下、めん羊等）の飼養頭数は年々増加しています（表）。めん羊等の**所有者として守るべき飼養衛生管理基準**が家畜伝染病予防法第12条の3に規定されています。愛玩用で飼われている方も対象です。

表 管内（13市町）のめん羊等の飼養状況

年度	めん羊		山羊		鹿	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
R3	38	418	39	99	3	142
R4	41	612	42	97	5	162
R5	42	723	41	128	5	164

## 以下のポイントを中心に

### 飼養衛生管理基準を遵守しましょう！

飼養衛生管理基準は  
全部で38項目！



そのうち5つの  
項目を紹介するよ！

#### ▶飼養衛生管理マニュアルの作成と周知徹底（項目3）

飼養衛生に関する農場内のルールを明確にし、従事者と出入りする人に周知徹底しましょう。

#### ▶放牧制限があった場合の準備（項目9）

口蹄疫等の伝染病の発生により、家畜伝染病予防法に基づく「放牧の停止又は制限」があった場合に備え、家畜を収容できる畜舎等の設備を確保（あるいは出荷・移動させる準備）する必要があります。

#### ▶衛生管理区域内に持ち込む（持ち出す）物品の洗浄消毒（項目18、35）

衛生管理区域内専用の衣服や長靴等の洗浄消毒はもちろん、使用する道具類を持ち込む場合も洗浄消毒を行ってください。また、持ち出す場合も同様に行い、物品を介した病原体の持込み・持出しを防止しましょう。

#### ▶特定症状確認時の早期通報（項目37）

口蹄疫の特定症状（発熱、食欲不振、泡状のよだれ、口・鼻・ひづめ・乳房に水疱ができる）を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡をお願いします。

飼養する目的を問わず、他の家畜と同様に関連法規を遵守し、飼養管理を適切に行い、伝染性疾病の発生とまん延防止に努めましょう。

また、食用出荷する際は、事前の検査が必要となる場合があるのでご相談ください。



ペットでも  
1頭から届出が  
必要だよ！

めん羊等は、放射性物質が飼料から体内に移行する割合が大きいと言われています。県では、食用の目的でめん羊等を移動・販売・譲渡または食肉処理場に出荷する際の留意事項を定めて、放射性セシウムの基準値を超過した羊肉等の流通を防止しています。

# 家畜を暑さから守りましょう！

大家畜課 衛生担当

暑さが厳しい時期となってきました。今後も、例年より高い気温が予想されています。暑さは、家畜の採食量や受胎率を低下させ、生産性に大きく影響を及ぼします。

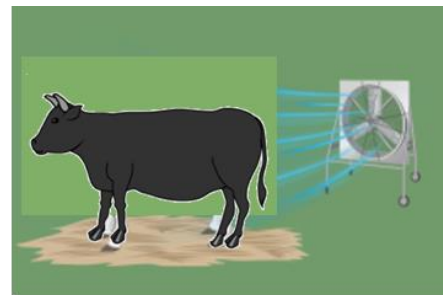
人の熱中症対策と同様に、暑い夏でも、家畜が健康で快適に過ごせる環境づくりが大切です。ぜひ、暑さの対策に取り組み、家畜を暑さから守りましょう。

## 1 畜舎内温度を外気温より下げましょう



## 2 畜舎内の換気・送風に努めましょう

窓や戸を開放し、通路を整理整頓



送風機具（換気扇、扇風機等）を使用

## 3 牛の体感温度を下げましょう

毛刈りをするだけで、体温が0.5℃下がります。

密飼いを避け、暑い時は四肢から胸へと徐々に水をかけることも有効です。



## 4 飼料給与の工夫をしましょう

良質な飼料、ミネラル、新鮮な水の給与は基本。

ウォーターカップの掃除も忘れずに。



# 馬の伝染病対策を再確認しましょう！

大家畜課 防疫担当

岩手県では近年、馬の監視伝染病の発生は確認されていませんが、全国では馬鼻肺炎や馬パラチフス等の発生が北海道を中心に確認されています。ワクチン接種や移動・導入後の検査などの対策を行い、農場への伝染病の侵入及び感染拡大を防止しましょう。

○近年の全国の監視伝染病発生状況（農林水産省監視伝染病発生月報より）

届出伝染病	年度	R4	R3	R2	R1	H30
馬鼻肺炎	戸数	18	13	19	17	24
	頭数	25	18	37	21	31
馬パラチフス	戸数	4	2	-	-	-
	頭数	17	4	-	-	-



下枠の点を  
守ってね♪

## 1 検査を依頼する際のお願い

県南家畜保健衛生所では馬パラチフスの検査を実施しています。今年度の検査実績は19件 64頭全頭の陰性を確認しています（令和5年7月12日時点）。

検査を依頼する際は、以下の2点について対応をお願いします。

○手数料（1頭当たり）：岩手県収入証紙で納付をお願いします。

- ・検査手数料：1,200円
- ・検査証明書交付手数料：400円

○申し込む際は、必ず事前に次の情報をご連絡ください。

- ①名号、生年月日、性別、特徴（毛色、旋毛、頭部の白斑、肢部の白徴）または、馬の手帳の持参
- ②検査目的（例：いつ、どこへ移動するため、どこから導入したため）



## 2 飼養衛生管理基準が順守できているか、点検しましょう。

伝染病の侵入防止には日々の飼養管理の中での清掃・消毒の実施が重要です。日頃から、飼養衛生管理基準の自己点検を行い、伝染病の農場への侵入対策をしましょう。

当所では、飼養衛生管理基準遵守状況の確認の巡回を行っています。今年は、奥州市水沢、金ヶ崎町、遠野市（一部）へ伺う予定です。対象農場へは、今後、当所から日程調整のご連絡を差し上げます。

以下のポイントを中心に飼養衛生管理基準を遵守しましょう！

飼養衛生管理基準は  
全部で28項目！



○飼養衛生管理基準（全28項目から一部抜粋）

- 10. 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 15. 厩舎に立ち入る者の手指消毒
- 16. 厩舎の入り口における靴の交換又は消毒
- 20. 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止
- 22. 厩舎等施設の清掃及び消毒

伝染病  
侵入防止  
ポイント！



県南家畜保健衛生所では、家畜衛生に係るタイムリーで有用な情報（注意喚起すべき情報）を関係者間で共有し、地域の家畜衛生の向上に役立てる目的で、年4回「県南家畜衛生情報」を発行しています。発行された情報誌は順次、当所HPにデジタルコンテンツ（PDF）で掲載されておりますので、御活用ください。

お問合せは下記までお願いします。



〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河字東館 41-1  
岩手県県南家畜保健衛生所 Tel 0197-23-3531 Fax 0197-23-3593  
岩手県南家畜衛生推進協議会 Tel 0197-24-5532 Fax 0197-23-6988